

# 調査委託契約書

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と □□ □□（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約（以下本契約」という。）を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる調査項目に係る業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

調査項目 「マイクロ波・高周波加熱を利用した化学プロセスに関する先導調査」  
— 副題がある場合は記載 —

（契約金額等）

第2条 甲は、次に掲げる契約金額（以下「契約金額」という。）の限度内において、乙が委託業務の実施に要する経費を乙に支払うものとする。

契約金額 ¥  
(うち消費税額及び地方消費税額 ¥ )

（委託期間）

第3条 委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は、次のとおりとする。

委託期間 平成 21 年 月 日から平成 22 年 月 日まで

（委託業務の実施）

第4条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、甲が平成 15 年 10 月 1 日に定めた調査委託契約約款（以下「約款」という。）に定めるところに従って委託業務を実施しなければならない。

（仕様書及び実施計画書）

第5条 調査の目的は別添仕様書に、委託業務の内容、主たる実施場所及び実施に要する経費の内訳等は、別添委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）に定めるところとする。

（契約保証金）

第6条 甲は、本契約において、乙に対し、契約保証金を全額免除する。

（不正行為等に対する措置）

第7条 乙が、約款第 21 条第 1 項第 3 号に定める行為を行ったときは、甲は、その防止、

是正のために必要な措置を講じることができる。

(存続条項)

第8条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は本契約が解除されて場合であっても、前条に掲げる条項については、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成21年 月 日

甲 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎 19階  
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 村田 成二

乙